

災害の被災者に係る建築確認手数料等の免除について

災害（大雪・地震・火災等）により被害をうけた方が、その建築物及び工作物の復旧の為、建築基準法に基づく建築確認等の手続きを県の機関で行う場合、手数料の減免措置を受けることができます。

減免対象者：被災により建築物・工作物の復旧を行う方で、災害のあった日から6ヶ月以内に建築確認申請を提出される方

減免の内容：被災した建築物等の復旧に係る建築確認手数料、中間検査手数料及び完了検査手数料を免除^{※注}

必要な書類：市町村長等が発行するり災証明書（工作物については被災証明書）

※注：条例第23条の5第1項に規定する構造適合性判定にかかる費用は減免の対象となりません。

<参考>

減免規定：山梨県建築基準法施行細則第八条

http://www.pref.yamanashi.jp/somu/shigaku/reiki/reiki_honbun/a500RG00000406.html

～注意事項～

- ・災害のあった建築物等の同用途、同規模のものが対象となり、申請に係る床面積は、被災した建築物の床面積の1.5倍以内となります。
- ・敷地については、同一敷地が原則となります。（敷地の安全上に問題がある場合等は同一敷地外も対象となります。）
- ・り災証明書の申請者と確認申請の申請者が異なる場合は、その家族であることを確認する必要があるため、住民票等（写でも可）の添付が必要となります。
- ・軽微な被災であって、復旧工事の内容が妥当でないと判断される申請については、対象とならない場合があります。

詳しくは建築住宅課、又は建設地を所管する各建設事務所に御相談ください。

お問い合わせ先

- | | |
|------------------------------|-----------------|
| ・ 県土整備部建築住宅課 建築審査担当 | 電話：055(223)1735 |
| ・ 中北建設事務所 建築課 建築住宅担当 | 電話：055(224)1674 |
| ・ 峡東建設事務所 都市計画・建築課 建築住宅担当 | 電話：0553(20)2718 |
| ・ 峡南建設事務所 都市計画・建築課（建築住宅） | 電話：055(240)4133 |
| ・ 富士・東部建設事務所 都市計画・建築課 建築住宅担当 | 電話：0554(22)7817 |